

議案第 86 号

山陽小野田市児童館条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市児童館条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市児童館条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 111 号）の一部  
を次のように改正する。

第 2 条の表山陽小野田市小野田児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市児童館条例新旧対照表

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第 2 条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第 2 条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
山陽小野田市高泊 児童館	山陽小野田市大字西高泊 9 2 3 番地	山陽小野田市高泊 児童館	山陽小野田市大字西高泊 9 2 3 番地
(略)	(略)	<u>山陽小野田市小野 田児童館</u>	<u>山陽小野田市中川三丁目 3 番 1 0 号</u>
(略)	(略)	(略)	(略)